

平成24年2月8日  
防衛省防衛政策局調査課

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（適性評価関連）について

標記について、以下のとおり、意見等を提出します。

なお、以下の意見等につきましては、後日、その詳細を御説明に伺う予定でありますことを申し添えさせていただきます。

1 調査票について

現在、防衛省においては、防衛省訓令に基づき、秘密（省秘・防衛秘密等）の種類にかかわらず、その取扱者に対して、共通の適格性確認を行ってきたところ、防衛秘密制度は新法に取り込まれることになるため、今後は、特別秘密の取扱者については、新法における適性評価を行うことになるが、

また、

したがって、これまで、防衛省訓令に基づき、調査項目として定められていたものは、引き続き、新法における適性評価の調査項目として定めていただくよう、ご検討いただきたい。

2 施行期日について

新法における施行期日の設定に当たっては、特別秘密制度（適性評価を経た者に限り特別秘密を取り扱わせるという規定以外の部分）の施行後、一定期間内に、特別秘密の取扱者となる者に対し、新法に基づく適性評価を行う必要があるものと承知しているところ、現在、防衛省訓令に基づき、防衛秘密に係る適格性の確認を経ている者は、相当数存在しているため、これらの者について、新たに新法に基づく適性評価を行うこととした場合、その作業に十分な期間（移行期間）が必要と考える。

したがって、防衛省における新法に基づく適性評価に掛かる作業期間（作業見積もり）を考慮の上、新法の施行期日を設定していただくよう、ご検討いただきたい。

3 適性評価の代替措置について

することが挙げられているが、仮に本規定が盛り込まれないならば、上記1(2)のとおり、外国政府等から提供された情報については、それが当該外国政府等にとって安全保障等に関するものであり、国際約束に基づき保護を必要とするものであっても、我が国として特別秘密に指定し得ない場合が生じることとなり、国際的な情報共有の促進を大きく阻害するおそれがある。

4. なお、本規定にいう国際約束として想定される情報保護協定は、一般に、国内法令の範囲内で外国政府等から提供された情報を保護するための手続等を規定するものである(注)ため、単に情報保護協定を締結するのみならず、当該提供情報を国内法上厳格な保護手続の対象とすることが、外国政府等から提供された情報を適切に保護し、国際的な情報共有を促進するために極めて重要である。

5. したがって、上記1.(1)のような情報については、我が国として厳重に保護することが極めて重要であり、仮に別表第一号から第三号までに該当しない事項であっても、そのような情報を特別秘密に指定し得るようにするため、本規定を置く必要がある。

6. 

**【注1】情報保護協定**

(1) 締約国政府間で交換される秘密情報を、受領する締約国政府が適切に保護するための手続等について定める国際約束。保護の対象を軍事情報に限定したものは、GSOMIA (General Security of Military Information Agreement) と呼ばれることもある。

(2) 一般的に、国内法令の範囲内で、受領した秘密情報を第三国政府等に提